

アイリス花巻指定(介護予防)短期入所生活介護事業所

《当事業所が提供するサービスと利用料金》

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

<基本サービス>

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は当該計画を利用者に交付します。

② 食事(但し、食費は別途いただきます。)

食事は利用者の心体状況と栄養及び嗜好を考慮し適切な時間に合わせて提供いたします。(食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

③ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じた自立支援、日常生活の充実のための介護等を提供します。

更衣、排泄、食事、入浴等の介助。

体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等。

④ 入浴

週2回以上入浴していただけます。健康状態によっては清拭となる場合があります。寝たきりの状態であっても機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

⑤ 機能訓練

職員により利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、その減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

要介護（要支援）認定を受けている方

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。利用の際には介護保険の負担割合証の提示をお願いいたします。記載された割合に合わせて、介護保険の利用者の負担額が変わります。

1)利用者の要介護度とサービス利用料金		要支援 1 4,510	要支援 2 5,610	要介護 1 6,030	要介護 2 6,720	要介護 3 7,450	要介護 4 8,140	要介護 5 8,840
2)うち介護保険から給付される金額	1割	4,059	5,049	5,427	6,048	6,705	7,326	7,956
	2割	3,608	4,488	4,824	5,376	5,960	6,612	7,072
	3割	3,157	3,927	4,221	4,704	5,212	5,798	6,188
3)サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割	451	561	603	672	745	815	884
	2割	902	1,122	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
	3割	1,353	1,683	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652

＜加算料金＞

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18							
看護体制加算Ⅰ	4							
看護体制加算Ⅱ	8							
1日あたり自己負担額	1割	469	579	633	702	775	845	914
	2割	938	1,158	1,266	1,404	1,550	1,690	1,828
	3割	1,407	1,737	1,899	2,106	2,325	2,535	2,742

① 当事業所のサービスを利用される場合、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をご負担していただきます。 片道：184単位

(送迎は月曜日から土曜日の午前中で対応しております。日曜、祝日、年末年始は行っておりません。)

② サービス提供体制強化加算Ⅱ 1日18単位を利用料としてご負担していただきます。

③ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 一月の介護保険の利用料に14%を乗じた分を利用料としてご負担していただきます。

②、③についての加算は介護保険の区分支給限度額の算定対象にはなりません。

☆短期入所の利用限度日数（30日）を超える場合は介護保険の適用をうけられませんので、連続利用の場合31日目のサービス利用料金は全額をお支払いいただきます。

また、30日を超えて利用している場合は、1日につき30単位減算されます。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する居室及び食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①②参照）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 居室の提供

利用中における居室、光熱水費等に係る費用です。（1日当たり）

利用料金（滞在費）：多床室 855 円 / 個室 1,171 円

② 食事の提供

利用者に提供する食事の材料及び調理に係る費用です。（3食で1,445円）

利用料金（食費）：朝食 360 円 / 昼食 580 円 / 夕食 505 円

*ただし、①②の利用料金については、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は次のとおり負担が軽減されますので、「介護保険負担限度額認定証」をご提示願います。

	食 費	滞在費（1日当たり）	
	1日当たり	多床室	個室
第1段階	300円	0円	320円
第2段階	600円	370円	420円
第3段階(*1)	1,000円	370円	820円
第3段階(*2)	1,300円		

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・ティッシュボックス

④ 喫茶コーナー

コーヒー・カルピス等 利用料金： 1杯 50円

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2(①、②))の料金・費用は、1か月ごとの精算となっております。翌月の20日ごろまでに請求書をお届けしますので、下記の方法でお支払い下さい。

①預金口座振替(自動引き落とし)

②窓口での現金支払い

*差し支えがなければ、安全、確実な①の方法でお願い致します。